

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社城設備工業 シロセキカキ
 住所 フリガナ 〒639-0223 奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 林 田 法 子 ハヤシ
 電話番号 TEL 0745-78-5965
 FAX番号 FAX 0745-61-6774
 メールアドレス jsetubi@nike.eonet.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 23 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者	✓	27	大淀町 上下水道事業管理者	✓
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者	✓	28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

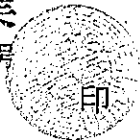
平成 年 月 日

株式会社 城設備工業

〒639-0223 奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号

届出者

代表取締役 林田法子



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カブシキガイシャ ショウセツビ コウキョウ 株式会社 城設備工業		
住 所	〒639-0223 奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号		
フリガナ 代表者の氏名	ハヤシダ ノリ コ 代表取締役 林田法子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表取締役	城 和 正	林 田 法 子	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称

株式会社 城設備工業

住 所

〒630-0223 奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号

代表者氏名

代表取締役 林 田 法 子



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号
株式会社城設備工業

会社法人等番号	1500-01-018739						
商号	株式会社城設備工業						
本店	奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号						
公告をする方法	官報に掲載してする。						
会社成立の年月日	平成25年11月1日						
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設工事業 2. 管工事業 3. 水道管の工事並びに配管設備の設計・施工・保守・監理及び請負 4. 水道等の給排水設備工事及びトイレ等の衛生設備工事の請負 5. 土木工事業 6. 建築工事業 7. 上記各号に付帯関連する一切の事業 						
発行可能株式総数	400株						
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株						
資本金の額	金500万円						
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。						
役員に関する事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">取締役</td> <td style="text-align: center;">城 和 正</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成30年 2月 1日</td> <td style="text-align: left;">辞任</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">平成30年 2月 2日</td> <td style="text-align: left;">登記</td> </tr> </table>	取締役	城 和 正	平成30年 2月 1日	辞任	平成30年 2月 2日	登記
	取締役	城 和 正					
	平成30年 2月 1日	辞任					
平成30年 2月 2日	登記						
取締役	林 田 法 子						
取締役	城 守 一						

奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号
株式会社城設備工業

	取締役 城 通 子	
	取締役 林 田 美 智 代	
	奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号 代表取締役 城 和 正	平成30年 2月 1日退任
		平成30年 2月 2日登記
	奈良県香芝市瓦口2206番地ノーブル武番館 702号 代表取締役 林 田 法 子	平成30年 2月 1日就任
	平成30年 2月 2日登記	
登記記録に関する 事項	設立	平成25年11月 1日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 5月31日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

坂 本 公 徳



整理番号 ス321164

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

款 定 証 認

同一の情報の提供

奈良県大和高田市大字大中98番地
(大和高田市役所東隣小川ビル内)

高 田 公 証 役 場

公 証 人 内 海 洋 治

電話・大和高田(0745) 22-7166

株式会社城設備工業定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社城設備工業と称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号に記載する業務を営むことを目的とする。

1. 水道施設工事業
2. 管工事業
3. 水道管の工事並びに配管設備の設計・施工・保守・監理及び請負
4. 水道等の給排水設備工事及びトイレ等の衛生設備工事の請負
5. 土木工事業
6. 建築工事業
7. 上記各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県香芝市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式等の割当てを受ける権利を与える場合)

第 9 条 当社は、当社の株式（自己株式の処分による株式を含む）及び新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受

ける権利を与える旨及びその申込みの期日は取締役の決定によって定める。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第10条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第14条 当会社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第15条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株

主総会はその必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の決定により代表取締役社長が招集する。

3 株主総会を招集するには、株主総会の日の前3日までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故もしくは支障があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(決議方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、当該事項につき議決権を行使することができる全ての株主が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意したときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主総会において、株主またはその法定代理人が、代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主に委任しなければならない。この場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面等を提出することを要する。

2) 株主は前項の代理権を2人以上の者に代理させてはならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席取締役が記名押印又は署名（電子署名を含む）して10年間本店に備え置くものとする。

第 4 章 取締役

(員数)

第23条 当社の取締役は、1名以上とする。

(資格)

第24条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要に応じて株主以外の者から選任することができる。

(取締役の選任の方法)

第25条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(取締役の任期)

第26条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

3 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

(社長及び代表取締役)

第27条 当社の取締役が2名以上ある場合は、そのうちの1名を代表取締役とし、株主総会の決議により定める。

2 代表取締役は社長とし、会社の業務を統轄する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(業務執行の決定)

第29条 当社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第30条 当社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第31条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に行う。

(除斥期間)

第32条 剰余金の配当が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、

当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払いの配当金には利息をつけない。

第 6 章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第33条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、100株とし、1株の払込金額は、金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第34条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成26年7月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第36条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 城 和正

設立時取締役 林田 法子

設立時取締役 城 守一

設立時取締役 城 通子

設立時取締役 林田 藤義

設立時取締役 林田 美智代

奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号

設立時代表取締役 城 和正

(発起人)

第37条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式の数は、次のとおりである。

奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号 城 和正 普通株式50株

奈良県香芝市瓦口2206番地

ノーブル式番館702号 林田 法子 普通株式50株

(定款に定めのない事項)

第38条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社城設備工業を設立のため、発起人全員の定款作成代理人である司法書士藤野 強は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成25年10月25日

発起人 城 和 正

発起人 林 田 法 子

上記発起人の定款作成代理人 司法書士 藤 野 強



同一の情報の提供

提供の日付： 2013年10月28日

公証人： 14020004 内海洋治



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

請求対象の登簿管理番号： 13-1402000402000374

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2013年10月28日

請求対象の処理公証人： 14020004 内海洋治

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 高田公証役場

奈良県大和高田市大字大中98番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

5

5

この定款の写しは原本と相違ないことを
証明する。

平成30年5月31日

〒639-0223 奈良県香芝市真美ヶ丘七丁目2番18号

株式会社 城設備工業

代表取締役 林田法子

